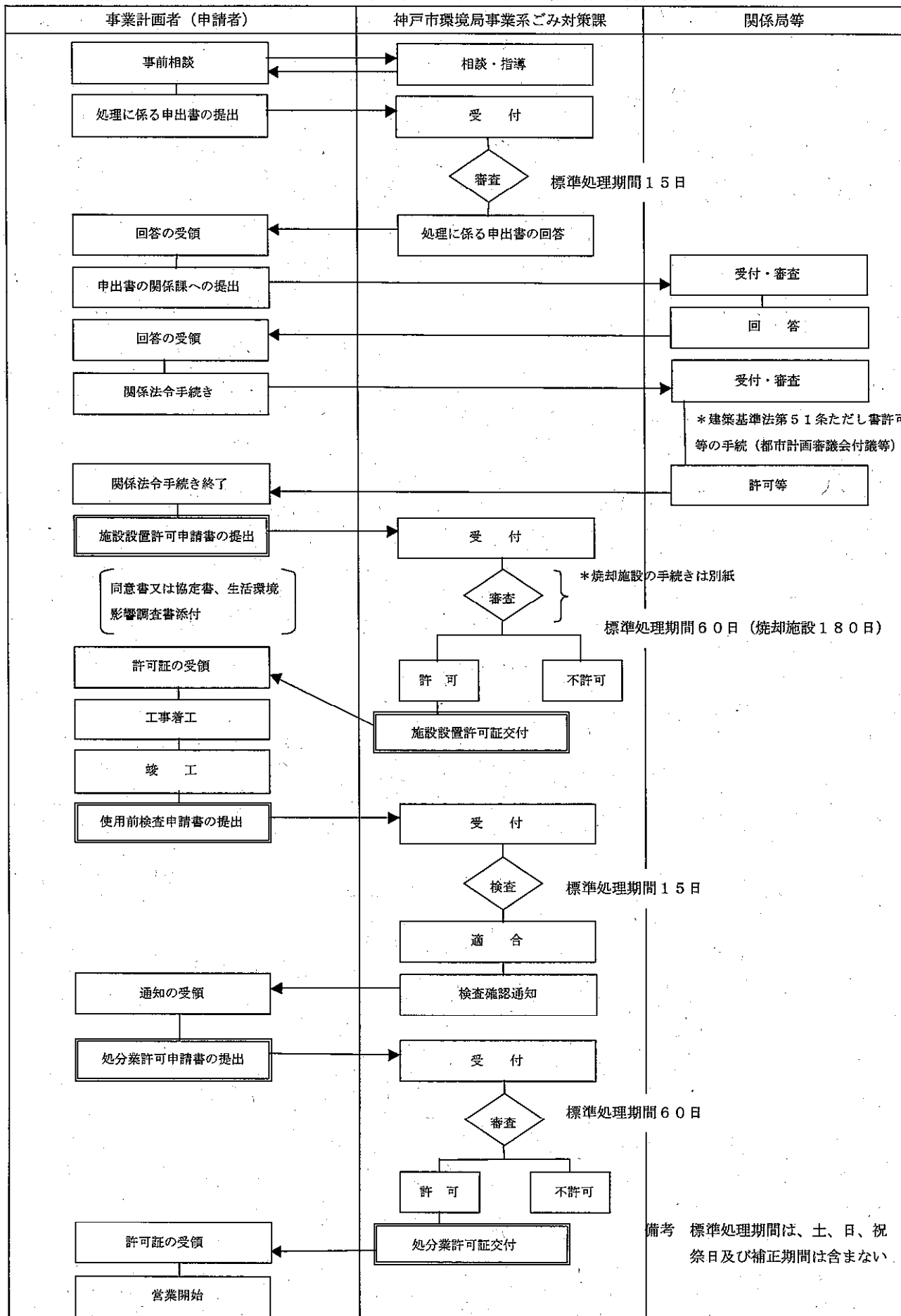


産業廃棄物処理施設設置に係る手続きフロー

(1) 廃棄物処理法の設置許可を要する施設のうち、建築基準法第51条ただし書の許可を要する施設



産業廃棄物の処理に係る申出書

資料 1 - 22

平成15年 月 日

神戸市長 矢田立郎 様

住所

氏名 D 社

電話

[法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名]

担当者名

産業廃棄物の ~~積替え・保管~~ ~~中間処理~~ ~~埋立処分~~ 事業を次の通り行いたいので、貴課の意見を伺います。

事業予定地	所在地及び地積	神戸市東灘区向洋町 <input type="text"/> m ² 神戸市東灘区向洋町 <input type="text"/> m ² (詳細は別紙1のとおり)
	用途地域	工業地域
処理施設の種類及び能力	施設の種類及び能力 別紙の通り 建設副産物の種類 廃プラスチック類・ゴムくず・紙くず・木くず 繊維くず・金属くず・がれき類・ガラス陶磁器くず	
メーカー名 (最終処分場においては設計者)	所在地 <input type="text"/>	名称 <input type="text"/> D 社 <input type="text"/>
申出書の提出先	<input type="checkbox"/> 建設局総務部宅地開発指導課 <input type="checkbox"/> 建設局公園砂防部施設課 <input type="checkbox"/> 都市計画総局計画課 <input type="checkbox"/> 兵庫県神戸農林事務所 <input type="checkbox"/> 建設局公園砂防部計画課 <input type="checkbox"/> みなと総局経営課 <input type="checkbox"/> 兵庫県神戸土木事務所 <input type="checkbox"/> 建設局道路部計画課 <input type="checkbox"/> 環境局指導課 <input type="checkbox"/> 兵庫県六甲治山事務所 <input type="checkbox"/> 都市計画総局建築調整課 <input type="checkbox"/> 理財局管財課 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 産業振興局農政計画課 <input type="checkbox"/> 水道局計画課 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 消防局危険物保安課 <input type="checkbox"/> 教育委員会文化財課 <input type="checkbox"/> その他必要な関係機関	受付印
産廃課所見	※	

- (1) この申出書は、産業廃棄物処理施設の設置を前提としたものではありません。
- (2) 申出書の提出先については、上記の提出先以外の関係機関との協議が必要な場合があります。事業者において関係法令等を十分に把握し、必要な関係機関との協議をしてください。
- (3) この申出書の有効期間は、受付日から2年間です。
- (4) ※の欄には記入しないでください。

建築基準法第 51 条に係る産業廃棄物処理施設の取扱いについて

平成 6 年 2 月 1 日 制定
 環境局業務部産業廃棄物指導課
 都市計画局計画部計画課
 住宅局建築部指導課

神戸市における産業活動の維持、発展を図るためには、産業廃棄物の適正処理及び減量化・再利用を行う施設が都市に必要不可欠であることに鑑み、建築基準法第 51 条に係る産業廃棄物処理施設について次のとおり取り扱うこととする。

1. 位置決定と許可の区分

- (1) 公的団体（第 3 セクターを除く。）の設置する産業廃棄物処理施設（以下「処理施設」という。）は、都市計画において、その敷地の位置を決定するものとする。ただし、持続性のないものについては、この限りでない。
- (2) 私的団体（第 3 セクターを含む）の設置する処理施設は第 2 項に定める基準に従い、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 51 条ただし書による特定行政庁の許可で処理する。
- (3) 産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律（平成 4 年法律第 62 号）に基づいて実施する事業であり、同法第 2 条第 2 項に規定する特定施設については、都市計画において、その敷地の位置を決定するものとする。

2. 処理施設及びその敷地は、次の要件を満足するものであること。

- (1) 「神戸市産業廃棄物処理基本計画」の理念に適合した施設であること。
- (2) 「神戸市産業廃棄物処理施設指導要綱」に定める立地等に関する基準及び構造に関する基準に適合した施設であること。
- (3) 搬入・搬出車両により道路沿線の生活環境に著しい影響を与えないこと及び当該道路の円滑な自動車交通と安全な歩行者通行に支障を与えないこと。
- (4) 地元説明会等により当該建築計画又は建設計画の地元住民等への周知がなされて、地元住民等の同意が取れていること。
- (5) 市街化区域にあつては、原則として工業地域又は工業専用地域であること。
- (6) 市街化調整区域にあつては、原則として設置しないこと。ただし、次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。
 - ア. 市街化調整区域内に存する鉱物資源その他の資源の有効な利用上必要な処理施設。
 - イ. 市街化調整区域において現に工業の用に供されている工場施設における事業と密接な関連を有する事業の用に供する処理施設で、これらの事業活動の効率化を図るため市街化調整区域内において建築し、又は建設することが必要な処理施設。
 - ウ. 当該処理施設の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域において建築し、又は建設することが困難又は著しく不相当と認められる処理施設。
- (7) その他、都市計画上の支障がないこと。

許可申請及び届出に係る事務処理要領について **抜粋**

1. 目的

廃棄物処理法に係る許可及び産業廃棄物処理施設指導要綱の届出等に係る事務処理の手続きや処理期間を標準化し、事務処理の公平・公正を確保するとともに事務を迅速に処理することを目的とする。

2. 概要

- (1) 施設の設置等について相談があった場合は、応対記録を作成し、供覧する。
指導方針は、審査指導検討会で協議する。
- (2) 受付日は、記載内容、添付書類が整った日とする。
書類に不備があれば、預からずに業者に持って帰らせる。
- (3) 受付けた書類は、審査指導検討会で審査する。
- (4) 許可申請書等を受付けした後の保管は、係員全員が指導状況がわかるよう、指導経過表を添付し、決められた場所に保管する。
- (5) 産業廃棄物処理施設の使用前検査申請書の手続きは、施設設置の事務手続きを行った職員とは異なる職員が行う。

3. 事務処理の内容

(1) 事前相談

- ① 事業者から産業廃棄物処理施設等の新規計画又は変更計画の相談があれば、事業者に対し事業計画の概要を記した書類（事業計画書）の提出を求め、審査指導検討会で事業計画について協議し、指導方針を検討する。
- ② 法対象施設に係る事業計画
 - ・ 新規施設の設置の場合、自社処理事業者には設置許可申請書の提出、処分業者には申出書の提出を指示する。
 - ・ 施設の変更で、変更許可に該当する場合、自社処理事業者には変更許可申請書の提出、処分業者には申出書の提出を指示する。
 - ・ 施設の変更で、軽微な変更該当する場合、自社処理事業者及び処分業者には、事業計画の実施後に軽微変更等届出の提出を指示する。
- ③ 要綱対象施設に係る事業計画
 - ・ 新規施設の設置の場合、処分業者には申出書の提出を指示する。
 - ・ 施設の変更で、変更許可に該当する場合、処分業者には申出書の提出を指示する。
 - ・ 施設の変更で、軽微な変更該当する場合、処分業者に事業計画の実施後に変更報告書の提出を指示する。

	施設の新規設置計画		施設等の変更計画			
	自社処理事業者	処分業者	自社処理事業者		処分業者	
			許可に係る変更	軽微な変更	許可に係る変更	軽微な変更
廃棄物処理法第15条施設	設置許可申請書の提出	申出書の提出	事前に変更許可申請書の提出	事後に軽微変更届の提出	申出書の提出	事後に軽微変更届の提出
産業廃棄物処理施設指導要綱に基づく施設	—————	申出書の提出	—————	—————	申出書の提出	事後に変更報告書の提出

(2) 申出書の取り扱い

- ① 受付日は、記載内容、添付書類が整った日とする。
書類に不備があれば、預からずに業者に持って帰らせる。
- ② 書類が整えば受付印を押印し、申出台帳に記入する。
- ③ 受付後、書類に不備があれば、事業者連絡し補正を指示するとともに、指導内容を指導経過表に記載する。
- ④ 審査指導検討会で、要綱に基づく事前手続き、生活環境影響調査項目、事業者が許可申請（又は要綱の届出）までに協議しておくべき部局又は機関、同意の範囲等を審査する。
- ⑤ 申出書に対する回答は、指導経過表、審査指導検討会の審査結果を添付し、課長決済を行う。
- ⑥ 申出書の回答日は、決済日とし、直ちに事業者連絡する。指導経過表に処理期間を記入する。
- ⑦ 標準処理期間は、受付日の翌日から15日間とする。

(3) 施設設置（変更）許可申請書の取り扱い

- ① 受付日は、記載内容、添付書類が整った日とする。
書類に不備があれば、預からずに業者に持って帰らせる
- ② 書類に受付印を押印し、許可施設台帳に記入する。
収入証紙に受付日の消印を行う。
- ③ 受付後、書類に不備があれば、事業者連絡し補正を指示するとともに、指導内容を指導経過表に記載する。
- ④ 欠格要件の照会は、個人の場合は、申請者、政令使用人、法人の場合は、役員、政令使用人、株主及び出資者とする。
- ⑤ 欠格要件の照会結果に問題がなければ、審査指導検討会で、生活環境影響調査結果、処理施設等を審査する。
- ⑥ 審査指導検討会の審査結果、指導経過表、許可証案を添付して局長決済を行う。
- ⑦ 決済日を許可日とする。許可日を施設台帳に記入する。指導経過表に処理期間を記入する。
- ⑧ 決済終了後、事業者へ通知し、許可証を手渡す。
- ⑨ 標準処理期間は、受付日の翌日から60日間とする。ただし、最終処分場及び焼却施設については、

産業廃棄物処理施設基本計画の改訂について（答申）（抜粋）

a 移動式処理施設の取り扱い

本要綱に基づく立地基準の中では、営業用及び廃棄物発生場所以外の場所で処理する自家用の移動式中間処理施設（不特定の廃棄物発生場所等に移動して処理を行う施設をいう。）については、構造上環境保全対策を講じることが難しく、また、処理する場所が特定できないため監視・指導の目が行き届きにくいことから、これまで設置禁止施設としてきた。

しかし、最近、発泡スチロールを溶かして回収する移動式施設が開発されており、これは資源化に資するだけでなく、収集・運搬に伴う負荷を含めたトータルの環境負荷も少ない。このため、この施設については、

- ・ 処理を行う場所を事前に市に届け出る
- ・ 処理を行う場所は、処理を行おうとする廃棄物が発生する事業所の敷地内に限る
- ・ 処理の実績を市に報告する

を条件として、設置を認めるべきである。なお、これ以外の施設については、生活環境への影響等を十分考慮しつつ、今後の資源化に対する社会的な要請の高まりや技術の進歩に対応していくことが望ましい。

b 円滑な合意形成のルール化

廃棄物処理法の改正により平成 10 年 6 月から、焼却施設・最終処分場等については、許可申請書及び生活環境調査書の告示・縦覧、利害関係者からの意見書の提出、専門的知識を有する者からの意見聴取が制度化されることとなった。しかし、この制度には、

- ・ 事前に説明会を開催する規定がない
- ・ 利害関係者の意見に対し事業者の見解を述べる機会がない
- ・ 利害関係者の意見がどのように事業計画や許可条件に反映されたかが分かりにくい

などの課題があり、制度の運用にあたっては、事業者と住民のより円滑な合意形成をめざすため、具体的な手続を明確にすることが必要である。

このため、これらの施設については、要綱に定める必要な同意の取得等の指導とともに、住民への周知や説明、住民からの意見書に対する事業者の見解書の作成や公表等について一定のルール化を行うべきである。

具体的には、神戸市環境影響評価条例の対象ではない産業廃棄物処理施設について、同条例の考え方を踏まえ、法に基づく許可申請前に以下の事項を実施するよう指導するべきである。

- ① 周知計画書の市への提出
- ② 事業者による説明会開催の周知
- ③ 事業者による説明会の開催
- ④ 周知及び説明会開催結果の市への報告

協 定 書

〔 〕(以下甲という)と〔 〕(以下乙という)は
乙が行なう事業について以下の通り協定を締結する。

第1条 乙の行なう事業の建設副産物原料回収施設(保管及び中間処理)に
ついて、乙は甲に一切の迷惑をかけぬ事を誓約する。

第2条 乙は事業を行うについては、関係諸法令を遵守することを誓約する。

第3条 乙は甲との良好な関係が推進出来るよう誠意をもって対応を行なう。

第4条 本協定に記載無き事項については、乙及び甲は協議の上解決を図る。

平成15年 6 月 9 日

甲

〔 〕
〔 〕
〔 〕

〔 〕

乙

〔 〕
〔 〕
〔 〕

〔 〕

環境保全協定書

〔 〕 (以下甲と称する) と 〔 〕 (以下乙と称する) は、乙が六甲アイランド地区において産業廃棄物処理施設 (以下当該施設と称する) を設置し産業廃棄物中間処理業務 (以下当該処理業務と称する) を稼働するに当り次のとおり協定を締結する。

第 1 条 (目的)

乙が当該施設を設置し当該処理業務を行うことによって発生することが予想される環境上の種々の影響が六甲アイランドCITY住民および周辺企業に悪影響をおよぼさないように防止するとともに六甲アイランドの生活環境を守ることを目的とする。

第 2 条 (施設の操業条件)

- 1) 操業日数は日曜日を除く 3 2 2 日とする。
- 2) 当該施設における当該処理業務の稼働は 8 時より 18 時までとするが、事務的業務はこの限りではない。
- 3) 当該処理業務に関り搬入および搬出を行う車両の最大台数は小型貨物車、普通貨物車を併せて 90 台/日を目安とする。また、ルートにおいてははでき得る限り阪神高速湾岸線を使用する。

第 3 条 (粉じん・悪臭・騒音・大気汚染、水質汚濁および振動の防止)

当該施設における当該処理業務において大気汚染防止法、悪臭防止法、騒音規制法、水質汚濁防止法および振動規制法、環境保全と創造に関する条例 (平成 7 年兵庫県条例第 28 号)、神戸市産業廃棄物処理施設指導要項を遵守する。

第 4 条 (苦情発生時の処理等)

乙は当該施設における当該処理業務の実施に伴って発生する公害について、甲から苦情を受けたときは誠意をもってその解決に努めなければならない。

第 5 条 (事故時の措置)

乙は当該施設において事故が発生したときは、早急に対処するとともに必要により近隣に対し原因および経過措置等の情報を開示するものとする。

第 6 条 (別途協議)

本協定に定めなき事項および本協定に疑義が生じたときは、甲、乙誠意をもって協議し、新たに覚書または協定書を作成し締結する。

以上のとおり協定した証しとして本書 2 通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上各 1 通を保有する。

平成 17 年 12 月 5 日

甲

乙